

京都文教大学大学院文化人類学研究科研究紀要規程

(名 称)

第 1 条 京都文教大学大学院文化人類学研究科研究紀要の名称を『京都文教文化人類学研究』とする。毎年度 1 回、3 月に発行することを原則とする。

(投稿資格)

第 2 条

本紀要に投稿できるものは、以下のものに限る。

- 1) 京都文教大学大学院文化人類学研究科担当教員
- 2) 京都文教大学大学院文化人類学研究科修了生
- 3) 京都文教大学大学院文化人類学研究科在籍者
- 4) 京都文教大学大学院文化人類学研究科研究生
- 5) その他研究科が依頼した者

(委員会)

第 3 条 京都文教大学大学院文化人類学研究科研究紀要編集委員会をおく。編集委員会の内規については、別に定める。

(査読者)

第 4 条 編集委員会は、投稿された原稿 1 編につき、原則として 2 名の査読者を選び、査読を依頼する。

(査読者の匿名)

第 5 条 査読者は匿名とする。編集委員会は査読者名を公開しないものとする。

(採 否)

第 6 条 編集委員会は、査読者の意見に基づき、投稿原稿の採否を決定する。

(原 稿)

第 7 条 投稿原稿の種類と枚数を、以下のように定める。ただし、以下の枚数を超過する場合は、編集委員会で検討することとする。

- 1) 論 文 400字詰め原稿用紙50枚以内
- 2) 研究ノート 400字詰め原稿用紙30枚以内
- 3) 書評 400字詰め原稿用紙15枚以内

(タイトル)

第 8 条 投稿原稿が日本語の場合は、べつに英文のタイトルを、英語など日本語以外の言語の場合は、べつに日本語のタイトルを添えることとする。また、日本語論文には英文要旨をそえることができる。

(著作権)

第 9 条 本誌に掲載する個々の寄稿作品については、それぞれの著者に著作権がある。しかし、個々の権利にかかわらず、本誌で既に公刊された論文、研究ノート、資料、書評、その他の文章を、本誌以外の電子媒体で公開する権利は本研究科が保有する。この公開にともなって生じた著作権使用料等の扱いについては、本研究科に一任するものとする。なお、本誌に発表されたものを転載する場合は、編集委員会に一報の上、出版物を一部研究科に寄贈するものとする。

(その他)

第 10 条 その他、規定に定めていない点については、編集委員会が検討し、文化人類学研究科委員会で決定する。

第 11 条 この規定の改正は、文化人類学研究科委員会において行う。

附 則

1. この規程は平成15年4月1日より施行する。
2. この規程は平成17年4月1日より施行する。(第9条新設、第10条乃至第11条条変更)